

令和2年4月 民法の一部改正等に伴う契約約款の改正について

令和2年4月1日から施行される改正民法への対応等のため、同日以降の契約日の案件から、瀬戸市の工事・委託・物品購入等の契約における約款を改正します。主な改正点は、次のとおりです。

(令和2年3月31日以前に契約締結したものについては、原則として改正前の民法が適用されますので、今回の約款改正の対象ではありません。)

契約不適合について

民法における次の改正に伴い、通常債務不履行による損害賠償請求と統一的な規定に整理したもの。

- (1) 「瑕疵がある」という要件が、目的物の種類、品質又は数量に関し「契約の内容に適合しない」ものに改められたこと。(改正民法第562条)
- (2) (1)の場合の責任として履行の追完と代金減額請求が新たに規定されたこと。(改正民法第562条、第563条)
- (3) (1)の際の損害賠償請求が無過失責任から過失責任に変更されたこと。(改正民法第415条)

契約の解除について

1 民法における次の改正に伴い、契約解除の要件を整理し、明文化するもの。

- (1) 「催告による解除」と「催告によらない解除」に区分されたこと。(改正民法第541条、第542条)
- (2) 債務不履行による契約解除一般について、債務者の責めに帰することができない事由によるものであっても解除を可能なものとされたこと。(改正民法第543条)
- (3) 債務不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合には解除できないこととされたこと。(改正民法第543条)

2 契約解除に伴う双方の損害賠償請求権について、要件を整理し、明文化するもの。(改正民法第415条)

契約不適合責任の担保期間について

民法改正において、注文者・買主は、契約に適合しないことを知ってから1年以内にその旨の通知をしなければ修補請求等の権利行使ができないこととされたことを踏まえ、その旨を約款に規定するもの。(改正民法第566条)

◇改正民法の詳しい内容については・・・

法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」をご確認ください。

ホームページアドレス http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html